

徳島県規則第二十五号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表機械器具使用料の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第一百十二号までを一号ずつ繰り上げ、第一百十三号を削り、第一百十四号を第一百十二号とし、第一百十五号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げ、第三十二号を削り、第三十三号を第三十号とし、第三十三号から第五十八号までを三号ずつ繰り上げ、第三百五十九号を削り、第六十号を第五十六号とし、第六十一号から第七十九号までを四号ずつ繰り上げ、第八十号を削り、第八十一号を第七十六号とし、第八十二号から第九十二号までを五号ずつ繰り上げ、第九十三号を削り、第九十四号を第八十八号とし、第九十五号を第八十九号とし、第九十六号を第九十号とし、同項第九十七号中「七〇〇円」を「一、七六〇円」に改め、同号を同項第九十一号とし、同項第九十八号中「アース導通・漏えい電流試験器」を「耐電圧・絶縁抵抗・アース導通・漏えい電流試験器」に、「二二〇円」を「一、三二〇円」に改め、同号を同項第九十二号とし、同項第九十九号を第九十三号とし、第一百号を第九十四号とし、第二百一号を削り、第二百二号を第九十五号とし、第二百三号を第九十六号とし、第二百四号を削り、第二百五号を第九十七号とし、第二百六号から第二百十四号までを八号ずつ繰り上げ、第二百五号を削り、第二百十六号を第二百七号とし、第二百七号から第二百六十一号までを九号ずつ繰り上げる。

別表試験手数料の項第六号2中「五、三八〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同号7を次のように改める。

7 全光束測定

― 一 試料一項目 ― 二〇、六二〇円 ―

別表試験手数料の項第六号9中「アース導通・漏えい電流試験」を「耐電圧・絶縁抵抗・アース導通・漏えい電流試験」に、「四、七二〇円」を「六、一一〇円」に改める。
別表分析手数料の項第八号26中「一六、一〇〇円」を「二〇、五七〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は試験若しくは分析に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。